令和８年　８月

美杉の郷デイサービスセンター
「指定通所介護」「第１号通所事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（石川県指定 第 1772200257 号）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 1
２．事業所の概要 1
３．事業実施地域及び営業時間 2
４．職員の配置状況 3
５．当事業所が提供するサービスと利用料金 3
６．虐待の防止について 6
７．ハラスメント対策 6
８．苦情の受付・事故対応について 7

１．事業者

（１）法　人　名　　社会福祉法人はくさん会
（２）法人所在地　　石川県白山市桑島４―８７―５
（３）電 話 番 号　　０７６－２５９－２１１７
（４）代表者氏名　　理事長 山下　恵信
（５）設 立 年 月　　平成１５年８月６日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類

指定通所介護事業所・平成１６年１０月１日指定石川県 1772200257 号
※当事業所は特別養護老人ホーム美杉の郷に併設されています。

（２）事業所の目的

要介護状態及び要支援状態となった場合においてもその利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（３）事業所の名称　　美杉の郷デイサービスセンター

（４）事業所の所在地　　石川県白山市桑島４―８７―５

（５）電話番号　　０７６－２５９－２１１７

（６）事業所長（管理者）　池田　昌俊

（７）当事業所の運営方針

１　本センターは、次に掲げる事項に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。

①通所介護サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき援助を行うものとする。

②通所介護サービス計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

③常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供するものとする。

④通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑤本センターは、自らその提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

２　通所介護事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（８）開設年月　　平成１６年１０月１日

（９）利用定員　　２０名

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域

白山市内の白山ろく地域とする。

（２）営業日及び営業時間

営業日	月～金（１２月３１日～１月３日を除く）
受付時間	月～金　　８：３０～１７：３０
サービス提供時間	月～金　　９：００～１６：００
延長時間	月～金　８：３０～９：００　　１６：００～１８：００

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員配置	指定基準
１．事業所長（管理者）	１名	１名
２．介護職員	５名	２名以上
３．生活指導員	１名	１名以上
４．看護職員	１名	１名以上
５．機能訓練指導員	１名（兼務）	１名
６．介護支援専門員	１名（兼務）	－
７．栄養士	１名（兼務）	－

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．介護職員	勤務時間：８：３０～１７：３０ ☆原則として２名以上の介護職員が勤務します。
２．看護職員	勤務時間　８：３０～１７：３０ ☆原則として１名の看護職員が勤務します。
３．機能訓練指導員	看護職員が兼務します。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）１２：００～

②入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用し入浴することができます。

③排泄

・身体状況に合わせて排泄の介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

・外部のリハビリ専門職と連携し生活機能向上に取組むことができます。

⑤送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
通常の事業実施地域を超えた地点から、５Km 毎に１００円ご負担願います。

・お迎え時お呼出をしても応答がなく、玄関が開いていた場合は安否確認のために住居内に立ち入らせていただく場合があります。

⑥口腔ケア

・歯科衛生士等がご契約者の口腔機能を把握し、嚥下・食事摂取・口腔清潔に関する課題を解決するため、口腔機能改善管理指導計画を策定して口腔ケアを実施します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第５条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：昼食　700 円

夕食　560 円

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（3）介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス（契約書第 4 条参照）

提供するサービスは、介護保険給付対象サービスと同様です。

利用料金　1 日あたり 5,000 円（食費・送迎費・その他諸費用含む）

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

1　利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、利用契約書に基づく当施設の入所サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、減免制度の適用を受ける場合はこの限りではありません。

2　当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する方に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日に送付します。利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。尚、支払い方法は、口座引落しを原則としてお願いしていますが、ご都合の悪い場合は別途話し合いの上、郵便払込等双方が合意した方法になります。口座引落しの場合は請求書送付月の 22 日に指定口座より引落しとなります。払込の場合は専用払込用紙を請求書に同封致しますので、その用紙にてその月の 25 日迄に払い込んでいただくことになります。

3　当施設は、利用者又は連帯保証人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定した方に対し、領収書を送付します。

4　利用者及び連帯保証人の都合により口座引落しが行われなかった場合は、翌月12日に再度引落しを行ないます。その際にかかる手数料については利用者の負担となります。また、郵便払込みの場合の取扱手数料は利用者及び連帯保証人の負担となります。

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

１　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

２　利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

３　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．虐待の防止について

（１）当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に揚げる措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（２）当施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

７．ハラスメント対策

（１）当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8．苦情の受付について（契約書第１６条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　　生活相談員　北野　優子

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日

８：３０～１７：３０

TEL　076-259-2117

（２）行政機関その他苦情受付機関

白山市役所長寿介護課	所在地　白山市倉２丁目１番地 電話番号　０76- 274- 9529
石川県国民健康保険団体連合会	所在地　金沢市幸町１２番１豪 電話番号　076- 261- 5191
石川県健康福祉部長寿社会課	所在地　金沢市鞍月１丁目１番地 電話番号　076-225-1416
白山市白峰市民サービスセンター	所在地　白山市白峰ハ１３０ 電話番号　076-259- 2011
大宮　英幸（第三者委員）	所在地　白山市白峰ハ４６ 電話番号　076-259-2607

（３）事故発生時の対応について

通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9．第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日 評価機関名称 結果の開示　　1　あり　2　なし
	②　なし	

10. 連帯保証（契約書第１８条参照）

連帯保証人は、利用者が滞納したサービス利用料金、及び、利用者が故意または重過失により事業者の施設を滅失、破損、汚損、変更した場合の原状回復費用などの一切の責務を、利用料金の１年分を限度として負担します。

令和　　年　　月　　日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

美杉の郷　デイサービスセンター

説明者職名　　生活相談員　　北　野　　優　子　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

連帯保証人　　住　所

氏　名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業所の概要

(1) 建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階

(2) 建物の延べ床面積　　5696.06㎡

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

２名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

１名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。１名以上の看護職員を配置しています。

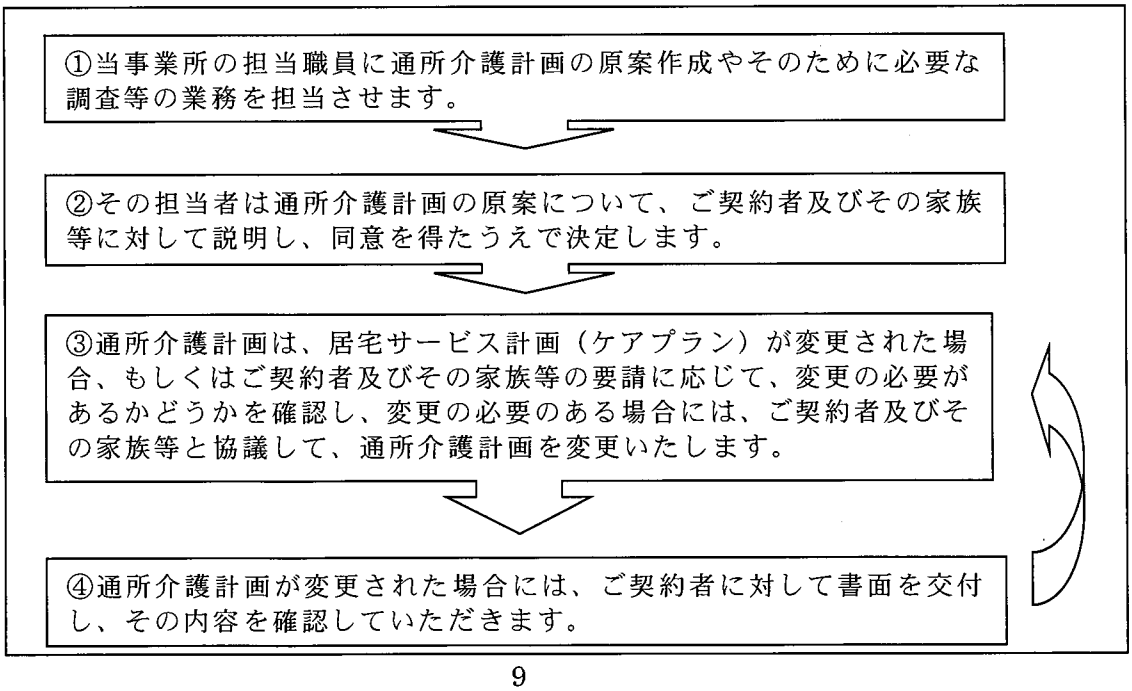
機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を担当します。

１名以上の機能訓練指導員を配置しています。（看護職員兼務）

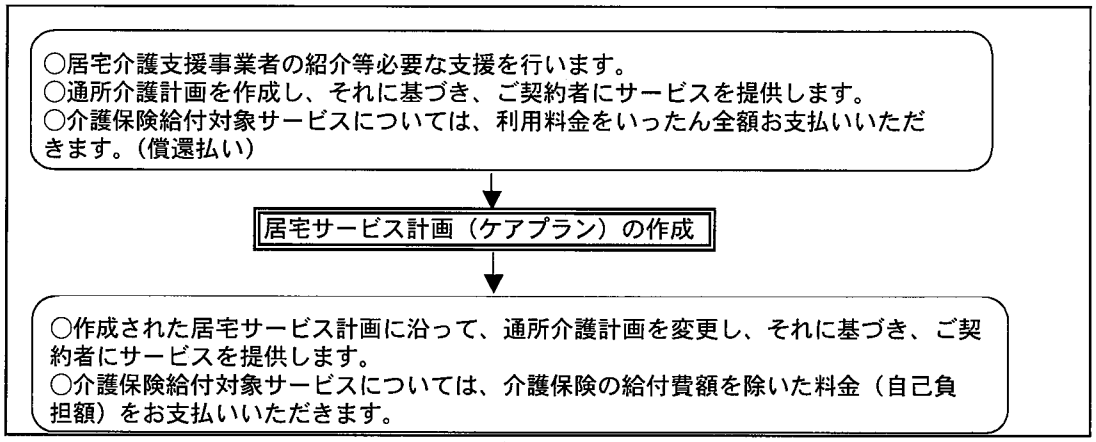
３．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第３条参照）

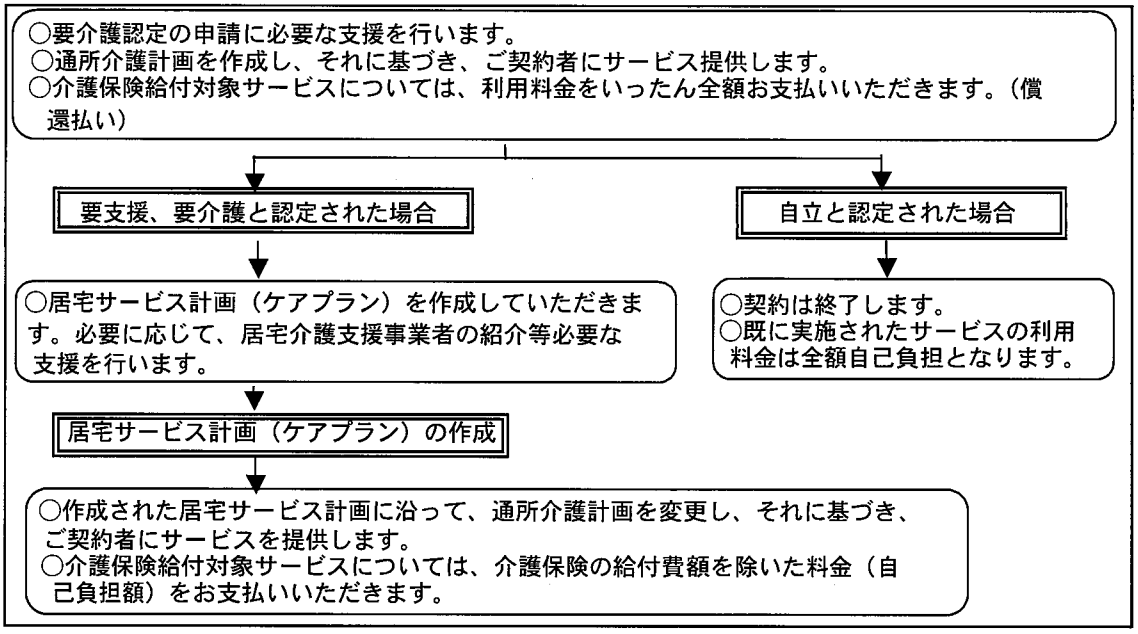


（2）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4．サービス提供における事業者の義務（契約書第８条、第９条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じ

ます。
⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5．サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6．損害賠償について（契約書第１０条、第１１条参照）

当事業所において、事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第１２条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１３条、１４条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご契約者が入院された場合
③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１５条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

個人情報の提供に係る同意書

美杉の郷デイサービスセンターが業務上知り得た契約者及びそのご家族の個人情報を、下記内容については情報提供することについて同意します。

記

1　必要に応じて、サービス担当者介護などに用いる場合

2　必要に応じて、他のサービス提供事業者に提供する場合

3　治療や相談のため、医療機関などに提供する場合

4　その他、正当な理由がある場合

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人はくさん会
理事長　山下　恵信　殿

契　約　者　　住　所

氏　名　　㊞

連帯保証人　　住　所

氏　名　　㊞